

## 新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書 に対する市長意見

### 1 事業計画について

今回、方法書に示された事業計画では、当初の「「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」に関する検討書」の内容に比べて、埋立面積及び土砂処分量が拡大している。このため、関門航路及び北九州港に加え、苅田港の土砂処分計画を総合的に示した上で、計画変更に至った経緯や規模の妥当性、規模拡大後の土砂処分場の設置位置選定の考え方を分かりやすく準備書に記載すること。

### 2 大気質における環境影響評価項目の追加について

本事業の護岸及び埋立て工事実施中には、多数の工事用船舶が稼働し、燃料由来の硫黄酸化物による大気環境への影響が予想されることから、環境影響評価項目に硫黄酸化物を選定すること。

### 3 水環境における環境影響評価項目の追加の検討について

底質に係る有害物質は、環境影響評価項目に選定されていないが、本事業の対象となる浚渫土砂の受入れ基準及び過去の成分分析結果を明らかにした上で、当該項目を環境影響評価項目に選定することについて検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

### 4 曾根干潟への環境配慮、環境影響評価について

中央配置計画における曾根干潟への影響については、工事用仮護岸の存在も考慮した上で、干潟前面海域の潮流変化や干潟の底質変化の観点からより詳細に検討を行い、その検討結果を準備書に記載すること。

また、曾根干潟に関する環境影響評価の実施にあたっては、学識経験者等専門家の意見を聴きながら、可能な限り定量的な手法を採用すること。